
平成24年第7回大和町議会定例会会議録

平成24年12月7日(金曜日)

応招議員(18名)

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	町民生活課長	高 橋 正 治 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	生涯学習課長	森 茂 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	総 務 まちづくり課 危 機 対 策 官	瀬 戸 正 志 君
税 務 課 長	庄 司 正 巳 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 良 紀 君
保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
産業振興課長	高 橋 久 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	千 坂 俊 範		

議事日程

- 日程第1「会議録署名議員の指名」
- 日程第2「議案第74号 大和町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例」
- 日程第3「議案第75号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第4「議案第76号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例」
- 日程第5「議案第77号 大和町庁舎建設基金条例を廃止する条例」
- 日程第6「議案第78号 平成24年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第7「議案第79号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第8「議案第80号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第9「議案第81号 平成24年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第10「議案第82号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第11「議案第83号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第12「議案第84号 平成24年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第13「議案第85 黒川地域土地開発公社の解散について」
- 日程第14「議案第86号 黒川地域行政事務組合規約の変更について」
- 日程第15「同意第4号 教育委員会委員の任命について」
- 日程第16「委員長報告（平成24年請願第1号「仮称」下草大橋の架橋に関する
請願書について）」
- 日程第17「委発第4号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と
利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置
に対する財政支援を求める意見書」
- 日程第18「委発第5号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書」
- 日程第19「委発第6号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部
負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書」
- 日程第20「所管事務調査の申し出について」

午後1時30分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、こんにちは。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番伊藤 勝君及び11番平渡高志君を指名します。

日程第2「議案第74号 大和町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第2、議案第74号 大和町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。14番馬場久雄君。

14番（馬場久雄君）

第5条の処分についてちょっとお伺いしたいんですが、防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律施行令第14条第2項と、規定する事業というふうになっております。この中に2年度以上にわたって継続する整備または事業というふうになってありますが、2年度以上という結構な金額というか、そういったものになると思うんですが、当面考えられるというか、もくろんでおるものがあれば、こういった事業と、具体的に何か目指しているものがあるとなればちょっと教えていただきたい。

議長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長（千葉恵右君）

本条例につきましての実際の充当する事業でございますが、これにつきましては規則で定めるといふふうに委任規定を行っております。現在、具体的内容といましては、大和町あんしん子育て医療費の助成事業、これに充当する考えでございます。当該年度は2カ年以上にわたり継続するということになっておりますが、防衛側と協議をいたしまして、最長で10年以内で造成と処分を行わなければならないといふふうにしておりますので、この事業につきましても10年間の事業として現在のところ予定をしております。

議長（大須賀 啓君）

馬場久雄君。

14番（馬場久雄君）

この交付に当たっての緩和といいますが、そういったものがあるといふふうに聞いて、大分前よりは制限がなくなってきたといふようなことを以前聞いておるんですが、この交付金の中であえてこういったものはだめですよといふようなはっきりしている、使い道がこれはだめだよといふようなものがどのくらいあるのか。多分民生とかいろんなものには十二分に使える交付金なんだと思うんですけども、ちょっとこれはだめなんですよとかはっきりしているものがあるのかどうか。あればちょっと例を挙げて教えていただきたい。

議長（大須賀 啓君）

千葉恵右君。

まちづくり政策課長（千葉恵右君）

生活環境の整備に関する法律の一部改正がございまして、これまで大分いろんな形での制限かかっておったんですが、これにつきまして大分広く使い勝手のいい内容といふふうに切りかえになりました。大きく変わった点につきましては、いわゆる公共用の施設の整備、それからソフト事業、これにも充当がで

きることになりましてかなり幅広いものになっております。具体的に申しますと、医療費の助成でありますとか、コミュニティバスの運営費の助成でありますとか、あるいは学校の施設整備でありますとかそういったものに充当ができるというふうになりました。特に使ってはいけないというような具体的なものは特に明示はされておりませんが、その都度事業の内容について防衛側と協議をいたしまして、その内容がこの事業に該当するか否かということの判断をいただいて事業を実施しているという状況でございます。（「終わります」の声あり）

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。5番松浦隆夫君。

5番 （松浦隆夫君）

同じ内容の第5条に関してですが、これは処分するというふうなその結果については、東北防衛局もしくは駐屯地、業務隊があつた演習場を管理をしているわけですが、それに、こういうことに使いましたよというふうなことは連絡とか報告とかそういうことはしておるのでしょうか。お伺いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

千葉恵右君。

まちづくり政策課長 （千葉恵右君）

補助金でございますので、当然防衛側と協議をしまして使途の内訳は行っておるわけですが、その後この地元の駐屯地に対しまして具体的にその使途の内容をお知らせをしているかということ、そこまではちょっと今やっておらない状況でございます。こういった内容に使うということで広報等にお知らせをしながら、そういった周知を図っていきたいというふうに考えております。

議長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

多額の周辺整備の事業です。これ目的があって出ているわけですので、やはり地域住民にこの目的のために使ったんですよというふうなことを知らないのではちょっと、何ていうんですか、どこから出てどうなっているかというか、使い勝手のいいお金なんですけれども、お知らせをするというか、実際私も自衛官として勤務をして、こういう金があるよということは知っていたんですが、どういうふうに使われているのかというのはさっぱりわからなかったんです。それで、現職でも今行って聞くと、それはわかりませんと、こういうふうな回答があるわけです。ぜひとも、詳細というわけじゃないですけども、こういうことに大きなことで使いましたよということぐらいは駐屯地のほうにお伝えというか、あと東北防衛局のほうにも使いましたよということはあってしかるべきだと、こういうふうに思いますが、もう一度お願いします。

議長 (大須賀 啓君)

千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

大和駐屯地にはいろんな機会が、お話しする機会がございますので、そういった機会をとらえまして、こういった事業の周知を図っていきたいというふうには考えております。

なお、東北防衛局は補助の事業主体でございますので、そちらと協議してこの事業のメニューを決めておりますので、東北防衛局は当然その内容を熟知しているわけでございます。ですから、東北防衛局のほうは置きまして、駐屯地のほうについては機会を捉えましてそういった周知を図っていきたいというふうに考えております。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。15番中川久男君。

15番 (中川久男君)

5条問題そのものですが、我々この間も町民懇談会をやらせていただいた中

で、吉田地区のほうからやはりこういう防衛そのものの特別な予算はどのようにこちらの地元のほうになっているかと。さっぱりわからないというような言葉がございましたんで、ぜひその辺の周知徹底もお願いしたいと思いますがいかがですか。

議長（大須賀 啓君）

千葉恵右君。

まちづくり政策課長（千葉恵右君）

この調整交付金の事業そのものについては、町内に広く使い勝手のよいということでいろんな事業に充当させていただいているわけですが、特に吉田地区についてはことしは町道の柿ノ木線の道路改良、これを事業実施として充当しておりますので、なおそういった事業に充当してやっているということをやはり周知を図っていきたいというふうに考えております。（「はい、了解」の声あり）

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第75号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第75号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。8番藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

お尋ねをいたします。ご説明の中で、55歳あるいは56歳以上の職員について極めて良好あるいは良好な勤務成績の方以外は昇給がないというそうしたことだと思ったんですけども、わかればですけども、この経緯というんですか、もう一度説明していただければというふうに思います。お願いします。

議長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の人事院勧告につきましては、この前の説明のときにもお話ししましたように、月例給、給料とボーナスにつきましては民間と差がないということで、人事院勧告の給与勧告はございませんでした。それで、ただ50歳を超える、特に55歳、高齢といいますが、職員の中での55歳を超える年代につきましては、いまだ民間との差がまだ残っているということで、今回の人事院勧告では昇給の関係で勧告が出されたというものでございます。

内容につきましては、ちょっとわかりづらいこの前の説明だったわけですが、55歳を超える職員につきましては、現在標準の成績であれば2号俸昇給するというようになっております。これが今回、55歳以上の職員の給料体系が民間とちょっとまだ差があるということで、この昇給についての勧告が出されたということで、この2号俸上がるものが、これがゼロということになったという勧告でございます。

それで、あわせまして、今、特に良好、あと極めて良好というちょっとわかりづらい表現なんですけど、これはA、B、Cという形にちょっと置きかえます

と、Aが極めて良好、あと特に良好がB、あとCが標準、あとDがやや良好でない、あとEが良好でないというこの今の勤務成績は5段階になっております。真ん中のCが標準ということで、これが現在55歳を超える職員は2号俸毎年昇給すると。今回これがゼロとなる。その一つ上のBの段階は、現在3号俸昇給することになるんですが、勤務成績が少しいいということで、それが1号俸に下げられる。あと、Aの段階、そのもう一つ上の勤務成績がいい場合は、今、4号俸上がることになっているんですが、これが半分の2号俸に引き下げられるというようなことで、あとはC以下についてはゼロということで、引き上げはないというような形の勧告になったものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番藤巻博史君。

8番（藤巻博史君）

今ご説明をいただきました。初めてお聞きしたんですけれども、A B C D Eという中で……。（「反対か賛成かはっきり」の声あり）

まず、反対いたします。今ご説明いただきましたけれども、56歳以上の方につきまして勤務成績が極めて良好あるいは良好であるという方につきまして従前どおりの号俸の、でいいのかな、若干下がっていますね。それから、いわゆる普通というんですか、標準的な方については引き上げなし。そういう条例であるということでございます。これ自体がある意味、給与体系を変える。今までマイナスというんですか、そういうものになっているということでございます。

それで、その理由といたしまして、民間との格差を、これは人事院勧告のほうのことですけれども、民間との格差ということがあるのがいけないということのようでございます。そういう中でございますが、今、私も何回も申し上げておりますけれども、大震災以降なかなか民間の活力、そういったものが上がらない中での今回の改定。やはり公務員というのは民間の活力そのも

のを引っ張る必要があるのではないかとということでもございます。あるいはまた、今般、政府のやり方といたしましては、そういうことでもございます。そういうことで、あるいはまた個々の方々にとっても大きな生活設計、そういったものにもかかわるということでもございます。やはり民間を引っ張るという立場から、今回の改定反対をすることにいたします。以上でございます。

議長 長（大須賀 啓君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。17番堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

原案に賛成するものです。

この原案につきましては、これは国の人事院勧告によります条例改正であります。これまでも国の人事院勧告により実施してきましたので、またさらには今般の社会情勢から見ても適正と思いますので、賛成いたします。

議長 長（大須賀 啓君）

ほかに討論ありませんか。10番伊藤 勝君。

10番（伊藤 勝君）

賛成の立場から意見を言わせていただきます。

これは国の制度で人事院勧告であります。そして、民間の格差をなくすための制度でありまして、勤務成績に応じて規則を定める基準に伴い決定するものでありまして、私は賛成といたします。以上です。

議長 長（大須賀 啓君）

ほかにないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第76号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する

条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第76号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第77号 大和町庁舎建設基金条例を廃止する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第77号 大和町庁舎建設基金条例を廃止する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから、議案第77号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第78号 平成24年度大和町一般会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第78号 平成24年度大和町一般会計補正予算を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。17番堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

事項別明細書の17ページの土木の住宅管理費の事業費の修繕費であります。需用費であります。この需用費につきましては、震災による被害のあった町営住宅の屋根をトタン屋根に修繕するという説明でした。これにつきましては、この修繕する軒数というか戸数といいますか、それとそれから完了時期はいつごろに見ているのかお尋ねいたします。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

ただいまの堀籠議員のご質問にお答えさせていただきます。

住宅費の修繕料についてのご質問でございますけれども、これにつきましては、木造一戸建ての住宅11棟でございます。内訳といたしまして、山ノ神住宅1棟、それから橋本住宅2棟、西原の第二が3棟、それから第三が5棟の合計で11棟でございます。

修繕の終了時期ということでございますが、1月の末ころまでかかるかと思っております。以上でございます。

議長 長（大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

11棟で1月末日に完了の予定ということですので。そうしますと、これは今回の修繕で震災の部分は全部終わるといえるのでしょうか。

議長 長（大須賀 啓君）
大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

はい、そのとおりでございます。全部終了です。以上です。

議長 長（大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

震災から1年と9カ月、もう経過しておりまして、その間は本当にブルーシートで不便な生活をされてきたはずですので、ぜひ完了時期に全部終わりますように努力していただきたいと思っております。

議長 長（大須賀 啓君）
ほかにございませんか。1番今野善行君。

1 番 (今野善行君)

同じ事項別明細書の14ページでございます。14ページの水田農業対策費の中でアンケート調査をするという説明があったわけではありますが、これ対象と時期はどういう予定でいますか、お伺いします。

議長 (大須賀 啓君)

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長 (高橋 久君)

今野議員のご質問にお答えいたします。

516水田農業対策費の人・農地プラン作成に向けたアンケートの件でございます。これにつきましては、全農家に対するアンケート調査を実施いたすもので、アンケートにつきましては年明けに発送したいということで準備を今、進めておるところでございます。対象者は、大和町の全農家ということで調査したいというふうに考えております。(「了解」の声あり)

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。今野善行君。

1 番 (今野善行君)

すみません。あと、同じく事項別明細の17ページでございます。

土木費の都市計画費の3目公園費、この中で工事請負費があるんですが、調整池の補修という説明だったんですけども、これ災害の関係なのか、それから場所、ちょっと私よく承知してないんですが、そこのところをお伺いしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

ただいまの今野議員さんのご質問にお答えいたします。

杜の丘の調整池の場所ということなんですが、国道4号から杜の丘方面に向かってちょうど富谷町との境から約100メートルほど小野のほうに向かって左側に防災調整池があるんですが、そのこの堤防のブロック張りの部分が地震の影響だったかと思うんですが吸い出しを食いまして、約20平米ほど不等沈下を起こしているというような状況で、それをもとどおりに張り直するという工事費でございます。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。4番渡辺良雄君。

4番（渡辺良雄君）

事項別明細書、16ページの土木費の4交通安全施設整備事業費で34万1,000円ほど補正されているんですが、お伺いしたいのは、予算組まれてカーブミラー一等設置計画があって、住民要望とかそういったのがあってふえたのかどうか。どれくらいふえたものかをちょっとお伺いをしたいということです。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

ただいまの渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

交通安全施設費の原材料についてのご質問でございますが、今現在、例えば車が衝突してカーブミラー破損した。犯人がわかればすぐ犯人のほうで修繕していただけるんですが、いわゆる当て逃げ等がありまして早急に直さなければならぬという事態のための原材料ということで、そのために補充用として今回補正をお願いするものでございます。

内容的には、シングルカーブミラー2本、それからダブルのやつが2本ということで、合計で34万1,000円を補正をお願いするものでございます。以上でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

議長 長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。13番高平聡雄君。

13番（高平聡雄君）

議案書の12ページの債務負担行為について伺います。

今回は庁舎管理から宮床スクールバス運行業務まで債務負担行為、提出をいただいておりますが、まずはこの4番目のバスターミナルの維持管理業務、これは新しい委託の内容でありますので、このことについてどういった内容での業務委託を計画されているのか、説明をいただきたいというふうに思います。

あわせて、この表を見ますと、3年、2年あるいは25、26、27、28、29と5年というような形で期間があるわけですが、この設定の仕方、これについてそれぞれどういうことでこの期間を設定しているのか、お聞かせをいただきたいと。

あわせて、この業務を委託する入札の方法についてお聞かせをください。

議長 長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

債務負担行為の内容につきましてのご質問に対しましてご説明をさせていただければと思います。

まず、第1点でございますけれども、バスターミナル維持管理業務委託でございます。これにつきましては、役場庁舎北側に整備現在しておりますバスターミナルの供用開始に伴いまして、これの清掃関係あるいは施錠関係とかそういった管理関係につきまして庁舎と一体となった管理をするというような形をお願いをするものでございます。ただし、この事業につきましては、国の補助事業でありますので、庁舎管理とは明確に区分しまして今回計上をお願いしたものでございます。

それから、この期間につきましては、できるだけ長期に委託をすると、これにつきましては経費が安くなるというふうな面がございます。ただし、余り長くするといろんな変化に対応できないというふうな面もございますので、そういったものをいろいろ考慮いたしながら設定をしているものでございます。通

常の管理委託につきましては、3年を目安に考えているものでございます。以上でございます。

失礼しました。あと、入札の方法につきましては、それぞれ指名競争入札というような形で考えているところでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

13番（高平聡雄君）

今のお話で期間の設定については明確な基準というのを持たないで、その業務の内容についてさまざまな内容を勘案した上で決定をしているという理解でよろしいのか。あるいは、基準をちゃんと設けて、その中で当てはめて期間を設定しているということなのか、その辺についてお聞かせをいただきたい。

あと、バスターミナルの維持管理業務につきましては庁舎と一体管理なんだと。しかし、補助金等の関係で区分してやらなければならないんだというようなご説明のようではありますが、そうしますと、庁舎管理の会社が基本的にはバスターミナルの管理も行うというような形に結果としてなるという理解でよろしいのか。その場合ですと、540万ということになりますと、これは1年当たりに換算しますと幾らですか。おのずと3分の1ということですよ。その範囲の中で業務員を配置するというので理解をしてよろしいのか、お聞かせをいただきます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

債務負担行為の期間の設定の明確な基準があるのかというようなご質問でありますけれども、この基準につきましては特に町としてこういった基準というふうなもので定めているものは現在ございません。ただし、できるだけ有利な、低価できちとした管理をというような形で、通常は3年から5年というような形で実施をさせていただいているものがございます。

それから、バスターミナルの維持管理の委託の関係でございますけれども、入札の執行の方法につきましては、それぞれ別件というふうな形で今のところ考えてございます。ただし、その請負に当たっては、この庁舎を管理している会社を実施する場合かなり有利になりますので、結果としてそういった形になる可能性はあると思います。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）
高平聡雄君。

13番（高平聡雄君）

はい、わかりました。何かその期間の設定の仕方については判然としないということで、何かもやもやとした感じがします。この中でも2年のものもあるというようなことも含めて、もう少しわかりやすい設定の仕方というものが必要ではないのかなということで検討を求めたいというふうに思いますし、あとバスターミナルの維持管理、これバスターミナルの運用についてこの間説明をいただいた折に、東京行き的高速バス「ササニシキ号」でしたか、それが今、検討されているんだというようなお話をお聞かせいただきました。となりますと、多分夜の11時あるいは12時近い時間、朝東京から来る便については5時あるいはもう少し早いのかどうかということになりますと、先ほどの課長の説明ですと、門扉の開閉あるいは掃除というようなことも相まって相当時間的な拘束というのか、逆に言うとその時間も当然管理の対象になるというようなことだろうというふうに思うんですが、その場合にこの予算づけで妥当なのか、あるいは先ほど言ったように庁舎管理の方と説明のとおり同一の会社になるとすれば、それは当然ほかのこれだけ単独でとるといった場合のものとは全く違う優位性というんですか、そういったものが発生することが果たしていいのかどうか。その辺についてのご見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）
八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

債務負担行為の期間の設定につきましては明確な基準がないというふうなご質問でありますけれども、今後内容につきましては、ちょっとこの期間につきまして検討はさせていただければと思います。

それから、バスターミナルの維持管理の関係でありますけれども、こちらで想定しておりますのは、やはり議員、先ほどお話しされたとおり、夜につきましては11時、それから朝につきましては大体5時前後というような形で想定をしているところでございます。こういった対応につきまして、ある程度のこちらで積算をいたしまして、それからどのくらいかかるのかというような形で見積もりみたいなのをちょうだいいたしまして、こういった形での積算をさせていただいておりますので、こういった形で今回計上をさせていただいたものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

14番馬場久雄君。

14番（馬場久雄君）

事項別明細書の7ページ、6目企画費の職員手当等、時間外勤務手当61万7,000円となっております。これは説明にもありましたように、多分来年行われます、2月、3月の米軍の訓練に対する時間外手当だというふうに理解しておりますけれども、この安全対策に係る諸経費含むんでしょうけれども、どういった見回りといいますか、安全を確保するための職員の方々の態勢、どういったものを考えておるのか教えていただきたいと思います。

加えて、いろいろ今新聞で騒がれております沖縄でのいろんな婦女暴行の事件、また住宅に対する不法侵入等々発生しておるわけです。非常に当大和町も長年こういった米軍の訓練において、今まで火災が起こったり何だりという不穏なことはありましたけれども、今、新聞沙汰になっているようなことが今後また発生しないとも限りません。そういった米軍の方々に対する外出の件とか、それは十二分に防衛庁のほうにはお話ししてあるんだらうと思いますけれども、改めてそういう対策もどういうふうにやっていくか、お伺いしたいと思います。

それから、もう1点、10ページの障害者福祉費のご説明はちょうどいたんですが、負担金補助及び交付金、今年度からこの障がい者の方の地域移行支度経費支援事業というのが、何か今年度から実施されるというご説明に聞いたんですが、1人3万円掛ける今回は3名と。それで、施設から自宅へ引っ越しの際にその支度金というふうに説明受けたんですが、すると施設から自宅へというのは、私判断するにはできるだけ自宅で自立できるような形でやるということなのか、障がい者の方々を収容できる施設が満杯でそういう対策をとるのか、その辺、もう少しちょっと詳しく説明していただければというふうに思います。

あと、もう1点、福祉課のほうだと思うんですが、13ページ、賃金、保健師の方なんですが臨時ということでございましたが、今、被災地に対する職員の派遣ということで各自治体人手が足りない中で削って三陸方面とかそういったところに派遣しておるわけなんですが、この欠員1人分の臨時的の扱いなんですが、石巻に行ったというふうなことですけれども、これは予定としては出向というふうな形なんだろうから、何年ぐらいの要するに勤務というか、現地での、目処としてどのぐらいの勤務年数になるのか教えていただきたい。

議長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長（千葉恵右君）

企画費でございますが、今般の米軍移転訓練に伴います対策費といたしまして人件費を計上させていただいております。昨年は訓練休みだったんですが、一昨年実施されている経緯がございます。今回の時間外の内容につきましては、職員がその態勢をとるということで、休日あるいは時間外にそれぞれ対応しなければいけないという場合の時間外経費を計上させていただいております。具体的内容といたしましては、騒音の測定、デモ対策、それから町内の各施設、それから道路等の巡回パトロールするという予定を考えております。

沖縄で米軍によるいろんな不祥事が聞こえておりますけれども、これにつきましては宮城県の副知事を筆頭にいたしました対策協議会、3市町村と連携をいたしまして協議会を設置するということになってございます。その中で、町として不安な部分については協議会を通じて防衛のほうに申し上げるというよ

うな形になっております。いろいろな不安事項がございますけれども、そういったものを的確に対処できるような体制づくりと、それからそれを連携をして調整ができるような体制で臨んでいきたいというふうに考えております。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

それでは、馬場議員さんのご質問にお答えします。

4目の障害福祉費の地域移行支援支度事業費でございますけれども、これにつきましては、施設から自宅、または施設から施設ということございまして、その障がい者の症状の変更等、サービス内容の変更に伴いまして、引っ越し、移転される場合のその費用3万円が支出されるわけございまして、このたびの補正予算でお願いする件につきましては、宮床のあさいな学園からケアホームつむぎ並びにケアホームなごみへ3名の方が施設から施設への引っ越しの費用でございます。

それから、保健衛生費の保健師の派遣の関係でございますが、これにつきましてはことしの10月から東日本大震災の関係で応援ということで保健師1名、石巻へ派遣したところでございます。これにつきましては、基本的に派遣ということございまして、地方自治体の職員でございますので辞令扱いは来年の3月31日までということでございます、現段階では、以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

馬場久雄君。

14番（馬場久雄君）

今、福祉課長に説明いただきました。説明では、施設から自宅へというふうな説明だったものですから、施設から施設というふうな移動というふうなこともあるということなんで、先ほど言いましたように、施設が満杯でできるだけ自宅で障がい者の方を扱うのを勧めているのかなというふうに思いましたけれども、今の説明で大体わかりました。

あと、保健師さんに関しては出向扱いということで来年の3月31日というふうな、今後そういった形で被災地の状況によって延びる可能性もあるのかと感ずるところですけれども、一応3月末というふうなことでわかりました。

あと、戻りますが、さっきの企画費の関連なんですが、やはりそういったパトロールとかを綿密にさせていただいて、できるだけ平穩無事に我々町民が安心して過ごせるというふうな態勢をとっていただきたいと思います。

過去、商店街もそういった米軍の方々が外で闊歩して飲んでいただくというふうなことも一時期あった。昔はあったんでありますが、今はもう管内の中でできるだけ外出をさせないでそういったトラブルがないようにというふうなことを多分進めておるんだろうと思いますので、ぜひそういったことも事件事故のないようにくれぐれも努めていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。2番浅野俊彦君。

2番（浅野俊彦君）

事項別明細書の17ページをお開き願います。

7款5項1目の、先ほど堀籠議員のほうからもお話がありました町営住宅の屋根の補修の件でございましたけれども、私のほうからの質問が、屋根工事ですので本来であれば梅雨時期前、または冬前のもっと早い時期にやるのであればやるべきだったのかなというふうにちょっと思われるところでもありますけれども、なぜこの時期にやるということになったのか、その辺の経緯がございましたらご説明お願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

ただいまの浅野議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

3.11の震災によりまして、木造一戸建ての瓦の崩落がございまして、今

現在の住宅の瓦というのはもうかなり老朽化、それから古くなっておりまして製造はしていない瓦と、材質はセメント瓦といって今こういうものはつくっていない状況なもんですから、とりあえず危険防止のために既存の瓦は全部撤去させていただいてブルーシートで対応させていただいた。ご存じのとおり、もう1年と9カ月もたつもんですから、1回張って2回張りかえはやったんですが、やはり強風等で劣化が進んで今の状況になったというのが現実なんです、しからは何でそんなにかかったんだというお話でございますけれども、随時応急というかブルーシートをはがして、それから腐っているものについては屋根板を張りかえ、それからアスファルトのリーフィングを張ってトタン屋根で復旧しているというような状況なんです、それでも11棟残ってしまったという状況でございます。地元の大工さんともいろいろ手分けしてやっていただいているんですが、どうしてもあれだけの戸数となると、できれば私どものほうの気持ちとすれば年内に復旧してお正月を迎えていただきたいという気持ちではあったんですが、言いわけになるんですが、今の状況になったということでご理解していただきたいと思います。

議長（大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2番（浅野俊彦君）

今のご説明いただきましたところで、まずやはり正月前にできれば完成したかったという思いがあたりだったというお話であります、ただセメント瓦がなかなか手に入らないというのはもう震災直後からももちろんわかっていた話でありますし、特に寒い時期、なおかつ梅雨時期、特に雨の多い時期、多分お住まいになられていた方、雨漏り等いろいろおありになったのではないかなという中で、やるべきところはやはりやるならやるの判断を速やかにすべきではなかったのかなというふうに思いますけれども、今回地震の被害のあった11棟ということでありましたが、町内見ますとその他、今回お話のあった山ノ神地区、西原地区以外にも木造住宅の町営住宅、セメント瓦の建物、まだ点々としているかと思いますが、その他の建物の修繕の今後のご計画があるのか、ないのか、お答え願います。

議長（大須賀 啓君）

大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

お答え申し上げます。

今回補正をお願いする分が11棟ということで、復旧が完了している住宅についてはたしか10棟ぐらいはもう完了しているものと思います。私どものほうで優先順位つけたわけではないんですが、お年寄りとか体の不自由な方の住宅について優先的にやらせていただいたという状況でございます。

もう1点の質問なんですけれども、今回の屋根の復旧以外に修繕箇所という質問でよろしいのでしょうか。（「そうです」の声あり）

そのほか、例えば床が劣化、腐食して穴があいたとかというのは、その都度対応させていただいておりますけれども、できるだけ木造住宅には最低限の住まいを確保していただくという修繕を対応しているだけで、余り費用をかけないような修繕方法を、今それで対応しているという状況でございます。

議長（大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番（浅野俊彦君）

今回この建物の件で話題に出させていただきましたけれども、先日のトンネルの天井の崩落事故等、このところやはり戦後つくった公共施設でありますとか設備、この辺のやはり老朽化、または見直しの時期に入ってきているのかなと思われまので、今回のこの住宅のみならず、ぜひ設備の老朽化も踏まえ、一元化、台帳を整備いただきまして計画的に事故のないよう、建てかえるべきものは早目に建てかえていただけるような、それで未然に事故防止をしていただけるようお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。1 番今野善行君。

1 番 (今野善行君)

もう1点お伺いしたいと思うんですが、事項別明細の18ページです。18ページの小学校費、施設整備費の中で15節ですか、工事請負費の中であるんですが、これ小野小のクラス増に伴う間仕切りのという説明だったんですけども、その内容、要するに授業等に支障がないような形になるのか。

それから、この先まだ児童がふえるような予想もされているわけでありまして、けれども、その辺の今後の対応についてお伺いしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 (菅原敏彦君)

それでは、今野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の小野小学校の修繕につきましては、多目的教室を間仕切りしまして二クラス増に対応するというところでございます。

生徒増の関係でございますが、24年度から25年にかけて小野小学校の全体で五十数名増加する傾向にございます。それに対応するクラス割りということで二クラス分を多目的教室を使用して今回は活用させていただくということでございます。これにつきましては、学校と協議をいたしまして、そういった内容でお子さんの授業に支障がないように工夫をしてというふうな了解のもとで今回計画をさせていただき、12月での補正というふうにさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

3回なんです。

1 番 (今野善行君)

いいですか、ちょっとすみません。後段の分のちょっと回答、今後ふえる部分の回答なかったんで。

議長 (大須賀 啓君)

ああそう、ごめんなさい。

菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

大変失礼いたしました。今後ふえる分ということでございますが、教育委員会のほうで小学校1年生、生まれてきますお子さん方、未就学児童、毎年おるわけでございますが、そういった中で24年度、100名ほど今現在、小野小、在籍しておりますが、25年度で120名をちょっと超えての1年生が出てきます。そうしますと、6年生が卒業しますので、その分のプラス・マイナス全体では50名くらい程度は小野小学校として25年度ふえるというふうなことです。26年度、1年生、逆に100名を切るというような状況もございますので、若干その年次で上下があるということでございますので、今回の二クラス増でここ数年は対応できるかなというふうに思っておりますが、ただ一部人口増というふうな部分も議員恐らくご質問の中にあつたかと思っておりますが、その辺は十二分に地域の実情を見ながら学校での教室増といえますか、そういった部分の対応はさせていただきたいなというふうに思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

ほかにはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第79号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第7、議案第79号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第80号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第8、議案第80号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第81号 平成24年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第81号 平成24年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第82号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第82号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第83号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第83号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第84号 平成24年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第84号 平成24年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。13番高平聡雄君。

13番（高平聡雄君）

お伺いします。

それでは、先ほどと同じ4条の債務負担行為について伺います。

今回、調定システムの、これは更新でよろしいんですね。ということだとすると、その下段のほうの保守点検、保守料について、期間が上段の機器の賃借ですか、それと同じ期間になっているということで、一般的な機器の更新の場合にはメーカー等の基本的な1年間なりの無料保守期間というのが設定されているのではないかというふうに思うわけではありますが、この期間とその保守費用というもの、要するにシステムをかえたことによる無償での保守点検というものがあるのか、ないのか、お聞かせをいただきたい。

あわせて、これ大分前から議論されておるわけですが、広域でのシステムの運用というようなことで、近隣の町村なんかとの課長等の懇談会というか、調整会議みたいなものが大分前から開かれているというようなお話を伺ったことがあるんですが、その後そういった会議で、要するにシステムの広域での利用だとかそういったものについて議論が進んでいるのかどうか、お聞かせをいただきますし、またパッケージタイプのシステムの構築というものがコスト面からも求められるわけですが、今回のシステムについてはどういったものなのか、オリジナルなのかどうか、その辺についてもお聞かせをいただきます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

水道料金調定システム及び公営企業会計のシステム機器の賃借、リースの部

分の債務負担、5カ年間と、あわせまして同システムの保守も同じく5年間といたしております。その1年間の保証期間といいますが、そういった部分につきましての対応という部分につきましては、実際今後このシステム機器についてのリースの関係の実務的な部分につきましては今後詰めていきたいというふうなことになりますものですから、合わせた期間で設定をしている状況にございます。

次の広域でのシステムの運用というふうなことでのご質問ございました。このことにつきましては、今回そこまで踏み込んだものとしての内容にはしてございませんし、近隣で申し上げるならば、それぞれ既に新たなシステムを導入しているというふうなそういった実態もあるもんですから、今回本町におきましても独自のシステムを導入するというふうな計画で今回この債務負担につきまして予定をし、お願いをしているものでございます。

近隣の町村の担当といいますが、そういった協議会的な中での話、具体的にこのシステムを広域的に運用してはいかがかというふうなその辺の具体的なちょっと踏み込んだお話には今現在ちょっと至ってなかったと思います。

最後に、今回のそのシステムにつきましては、パッケージタイプかというふうなことで、確かにコスト面考えますとそのほうが有利だとも思いますし、具体的にその辺の性能といいますが、使い勝手も含めまして、今後こういったメーカーのこういったシステムにしていくかというふうな部分につきましては、今後具体的な部分で検討しながら、より経済的かつ使い勝手のよいシステムを導入していきたいというふうにご考えてございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

今後の計画の中でさまざま今の点については検討するというようなお話であります。課長がご就任された以前のことなのでおわかりかどうかわかりませんが、先ほど一番最初にお伺いをした保守点検料のことなんですが、一般的には1年間はメーカーのほうでいろんなトラブルも含めてコスト的にはかからないでメーカー負担で保守はしますというのが一般的な捉え方だったんだろうと

いうふうに思います。以前のシステムの場合にはどのようなそういう契約だったのか、おわかりになればお聞かせをいただきたい。わからないのであれば、あと調べてお聞かせをいただければというふうに思います。

それと、大分前から広域での取り組みは検討課題だというようなお話、都度お話をいただいているわけですが、今のご回答いただいた中でも遅々として進んでいないという実態があるわけであります。どの自治体にとっても、特に電算システム等のコスト、経費の増大、これは大きな課題として捉えているわけでございますので、今後避けて通ることのできないという観点から、ぜひ大和町としてリーダーシップを発揮して、この広域の取り組みについての、これまでよりも踏み込む議論をされる用意があるのかどうか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）

堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

一般的に1年間、そういった保守の面では1年間無償によって保証するというふうな部分、そういったことも含めて今後実務的にどういった形でそのシステムを導入するか。どういった形でといたしますか、どういったメーカーを、どのようなシステムの内容のものを構築していくか。そういった中でのその保守の部分につきましても、ただいまお話あった部分につきましても踏み込んだ形で考えてまいりたいと思います。

今の現在のシステムの契約内容はどのような内容になっているかというふうな質問ございましたが、そのことにつきましてもはちょっとこの席でお答えできかねますので、その辺は調べてご報告をというふうな形にさせていただきたいというふうに思います。

最後にご質問ありましたシステムを経済的な面から考えた場合、やはり広域的なそういった連携の中での対応、その辺は避けて通れないというふうなお話ございました。その辺につきましても、特に郡内の上下水道関係の立場でそれぞれ定期的な懇談会といたしますか、集まりもあるもんですから、そういった機

会を捉えながら、なお今後のそういったあり方について、ただいま議員からご指摘ありました連携、その辺にちょっとさらにもう一步踏み込んだ形で協議をといますか、そういった検討も含めた中での協議を進めたいというふうに思います。

ただ、それぞれの町村、町村、いろんな実情があるかと思しますので、こういった形になるかというのは、ちょっとこの席では申し上げられない面はありますけれども、その辺の話題といたしましての提案、その辺はちょっと話は進めさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は可決されました。

日程第13「議案第85 黒川地域土地開発公社の解散について」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第85号 黒川地域土地開発公社の解散についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第86号 黒川地域行政事務組合規約の変更について」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、議案第86号 黒川地域行政事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第86号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後 2時42分 休憩

午後 2時52分 再開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15「同意第4号 教育委員会委員の任命について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第15、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、同意第4号でございますが、教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を教育委員会の委員に任命にすることにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めます。

記といたしまして、住所、大和町 、氏名、上野忠弘、生年月日、昭和 年 月 日でございます。

別添の説明資料をごらんいただきたいというふうに思います。

同意を求めます者、上野忠弘氏の学歴、主な役職歴につきましては、記載にあるとおりでございます。

推薦の理由でございますが、堀籠美子委員が12月31日で満期満了を迎えるところでございます。後任の教育委員の任命に当たりまして、今回議会の同意をお願いするものでございます。

上野氏は、昭和52年に東洋大学を卒業いたしまして、一迫町立長崎小学校を皮切りに教壇に立たれ、宮城県教育委員会教育庁スポーツ振興課主査や利府町立利府第三小学校、多賀城市立多賀城小学校の教頭を経験され、河北町立大川中学校、現在の石巻市立大川中学校でございますが、の校長、そして富谷町立成田中学校の校長を歴任され、本年4月から大和町立大和中学校の校長として現在働いていただいております。常に教育現場の第一線で活躍され、その他行

政といたしますか、県庁のほうにも行かれまして国体の準備室等々の行政経験もございまして、教育経験、さまざまな経験が豊富でございます。将来を展望した大和町の教育行政に大きくご貢献をしていただけるものと確信をし、皆様方に同意を求めべく提案をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第4号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に11番平渡高志君及び12番堀籠英雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。

白票は反対とするものとします。

配付漏れはございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

異状ございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

11番平渡高志君及び12番堀籠英雄君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 17票

反対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第16「委員長報告（平成24年請願第1号「仮称」下草大橋の架橋に関する 請願書について）」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、委員長報告（平成24年請願第1号「仮称」下草大橋の架橋に関する請願についてを議題とします。

本件に関し、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。委員長堀籠英雄君。

産業建設常任委員長（堀籠英雄君）

それでは、ご報告させていただきます。

本委員会は、平成24年9月14日付託されました請願について審査した結果、別紙のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告いたします。

平成24年9月6日、紹介議員平渡高志議員、大崎勝治議員、門間浩宇議員。
請願者の住所、氏名、大和町、大和町鶴巣地域振興協議会
会長高橋好雄氏であります。

件名は、下草大橋に関する請願書であります。

審査の経過につきまして、ご説明いたします。

平成24年9月14日、9月定例会において産業建設常任委員会に付託されました。平成24年10月15日、請願者の調査、請願内容について協議、請願者、紹介議員より請願に至るまでの経過について説明を受けるとともに、所管課の都市建設課より説明を受けました。その後、委員会で請願内容について協議をいたしました。平成24年11月9日、請願内容について協議し、12月定例会の委員長報告案について協議をいたしております。平成24年11月16日、12月定例会の委員長報告の最終案の確認を行いました。

委員会のご意見でございますが、平成24年9月14日に付託されました本件については、本委員会において請願者、紹介議員から意見を聴取するとともに、現地調査を行い慎重に審査いたしました。

本請願の内容は、鶴巣地区住民等の民生の安定と向上を図るため「（仮称）下草大橋」の架橋を早期にお願いする内容であります。

本委員会といたしましては、請願者より請願に至るまでの経過について説明を受けるとともに、紹介議員より請願の趣旨及びこれまでの状況等の説明、また都市建設課より平成16年にふるさと農業緊急整備事業として採択に向けての事業計画が農林省に申達した経緯等について説明を受けました。また、当時の関係資料などの調査を行い、慎重に審議いたしました。

架橋工事には膨大な事業費が見込まれますので、町の財政状況に鑑み、町単独の事業での実施は困難なことから、国庫補助事業等の活用を図るなど実施方策の検討を行い、財政事情等を考慮し実施すべきとの意見もありました。

一方、町内には世界有数の企業や関連企業が立地し操業を開始するなど町の発展に大きな期待が持たれる反面、地区内を物流による輸送車両や従業員車両

の増加、加えて震災復興に向けた関連通過車両の増大により、地域住民は交通事故等に対する不安を抱きながら生活している状況であり、今後地域住民が安心して生活できるよう地域内の交通渋滞解消に向けて安全対策を講じる必要があります。

委員会といたしましては、事業採択に向けて、国、県を初め関係機関に対し強力な要請活動を行い、早期実現を図ることを望みます。

よって、願意の趣旨を妥当と認め、委員会として採択すべきと決定したものであります。

各議員におかれましては、趣旨をご理解の上、採択いただきますよう切にお願いして委員会委員長としての報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

委員長、席に戻ってください。

これから、請願第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択に決定しました。

日程第17「委発第4号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書」

議長（大須賀 啓君）

日程第17、委発第4号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書を議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。15番中川久男君。

15番（中川久男君）

意見書の提出であります。それでは委発第4号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書（案）についてを説明させていただきます。

お手元に配付されておりますが、この件につきましては、去る11月20日付で宮城県社会保障推進協議会より陳情書が提出されているものであります。東日本大震災で大きな被害を受けた被災者の要件を満たすのにも、対する介護保険制度の利用負担の軽減は10月から国の財政支援が削減され、自治体が2割を負担することとして来年3月まで延長されておりますが、被災地ではいまだなお生活再建の見通しが立たない中、生活環境の変化により体調を悪化させる要介護認定者も多く、さまざまな支援の継続が必要と考えられます。

このようなことから、社会文教常任委員会といたしましても、介護保険料と利用者負担金の軽減措置に対する財政支援の延長などを求める意見書の提出が必要と判断したところであります。

なお、意見書の文面につきましては、記載のとおりであり省略をさせていただきますが、提出先については、衆議院議長、参議院議長、ほか記載のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、委発第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「委発第5号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書」

議長（大須賀 啓君）

日程第18、委発第5号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。15番中川久男君。

15番（中川久男君）

続いて、委発第5号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）に説明をさせていただきます。

意見書（案）については、お手元に配付されているとおりであります。この件に関しては、去る11月21日付で乳幼児医療ネットワークみやぎより陳情書が提出されているところであります。それに基づいた意見書を提出するつもりであります。

現在、宮城県の乳幼児医療費助成は、通院、2歳まで、入院、就学前までと対象としておりますが、県内市町村のすべてで独自の年齢を引き上げて助成を行っております。大和町においては、今年の4月より中学校修了までと年齢を引き上げたところであります。宮城県の助成制度は、全国に見ても最低の4県の一つであり、十分な支援があるとは言えない状況であります。このようなことから、当面通院助成年齢を義務教育就学前まで拡充することを求める意見書の提出が必要であるとの判断に至りましたので、よろしく願いをいたします。

なお、意見書の文面につきましては、記載のとおりであり省略をさせていただきますが、提出先については宮城県知事であります。よろしく願いいたし

ます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、委発第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「委発第6号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書」

議長（大須賀 啓君）

日程第19、委発第6号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書を議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。15番中川久男君。

15番（中川久男君）

続いて、委発第6号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書（案）を説明させていただきます。

意見書（案）については、お手元に配付のとおりであります。この件に関しましては、去る11月22日付で宮城県保険医協会より陳情書が提出されているところであります。それに基づいた意見書を提出するものであります。

東日本大震災で大きな被害を受けた被災者に対する医療機関での窓口負担の免除の取り扱いにつきましては9月末日が期限でしたが、国の財政支援が削減

されて自治体が2割を負担することとし来年3月までに継続されることになりました。被災地では依然として雇用確保、生活再建が進まない中で、被災者の体調不良や持病悪化が慢性化しており、自己負担の免除期間が限られている状態では安心して医療にかかれるとは言いがたい状況であります。

このようなことから、社会文教常任委員会としても、下記の4項目について実行できるよう意見書の提出が必要であると判断に至りましたので、よろしくお願いをいたします。

なお、意見書の文面につきましては、記載のとおりであり省略をさせていただきますが、提出先については、衆議院議長、参議院議長、ほか記載のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、委発第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「所管事務調査の申し出について」

議長（大須賀 啓君）

日程第20、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありま

せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第7回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時23分 閉 会